

法曹人口についての補足的意見

平成25年3月27日

法曹養成制度検討会議委員 和田吉弘

法曹人口については、前回（第10回）の会議においても議論されたところであるが、さらに補足的に意見を述べさせていただきたいと思う。

前回の会議においては、資料2として「法曹人口について議論されている観点・指摘の例」が配布され、そこには、法曹人口を大幅に増加させるべきであるとする立場とそうでない立場とに分けて、それぞれの論拠となる指摘が要約として示されていた。そこで、ここでは、前者の立場に立つ指摘を取り上げ、それぞれについて簡単に意見を述べさせていただくこととしたい。

1 「法曹に対する需要・必要性に関する観点」

- (1) 「多様な経済的・社会的活動に法曹が関与することを通じて、これまで埋もれていた様々な問題が法的紛争として構成され、法曹需要が顕在化することになる。」という指摘について

新たな法曹養成制度が創設されてからこれまでの間、関係者の努力にもかかわらず、法曹人口が増えても法曹需要の増加は認められなかったのだから、法曹人口を増やすことによって法曹需要が顕在化するという主張はもはや説得力に欠けるように思われる。「埋もれていた様々な問題」が何を意味するのかは明らかではないが、法曹需要が「埋もれている」と言っても、顕在化しなければ法曹需要がないのと同じであり、顕在化することが期待できない需要は、「埋もれている」と表現するのも妥当ではないように思われる。

前回の会議でも述べたように、医師の場合と異なって保険制度もない状況では、弁護士が生活を維持しながら扱うことができる法曹需要は限定的とならざるを得ない。「弁護士の数を増やせば法曹需要が顕在化し増大する」というわけではないことは、これまでの現実が物語っている。

- (2) 「身近に弁護士がおらず、アクセスすることが困難な市町村は多い。」

という指摘について

(1)で触れたように、少なくとも弁護士として食べていける状況になれば、その場において弁護士としての職業は存立しえない。上の指摘は、やはり保険制度のある医師の場合と状況が大きく異なることを無視しているように思われる。もし「身近に弁護士がおらず、アクセスすることが困難な市町村」において弁護士としての仕事をすべきであるというのであれば、弁護士になるまでに数百万円から一千万円にも上る費用と数年間の時間をかけたことに見合う仕事があることを実際に示すべきであろう。

(3) 「従来型の法廷活動ではなく、企業や行政など多方面での活動領域を広げていくには、法曹人口の大幅な増加が必要である。」という指摘について

上の(1)や(2)の指摘についても言えることなのであるが、企業や行政などに法曹人口の大幅な増加が必要というのであれば、法曹需要については司法修習生が最も切実で敏感であるはずなのに、なぜ司法修習修了時に就職ができない司法修習生が数百人にも上り、それが毎年増加しているのであろうか。従来、一定数の弁護士が企業や行政などの領域で活動するようになったことは認められるが、今後、企業や行政などが、司法修習修了時に就職できていない毎年数百人も新人弁護士を吸収するというのは、明らかにあり得ない状況である。

とくに地方公共団体の場合は、任期付きの採用がほとんどであるが、地方公共団体の財政難と、多額の借金を抱えつつ就職先が自由に選べることができない司法修習生の窮境を前提にした現状というものは、法曹人口の大幅な増加を必要とするような状況とは大きくかけ離れたものである。

2 「いわゆる『就職難』との関係に関する観点」

(1) 「OJT不足への対策は必要であるが、OJT体制が不十分という理由で、資格取得能力がある人材にも資格を与えないのは、不適切である。」という指摘について

OJTが不十分な弁護士によって迷惑を受けるのは国民であることを考えるべきであり、上の指摘は、そのことを忘れた議論のように思われる。法律

事務所におけるOJTは、実務家の実力向上に直結した、法曹養成の重要なプロセスと言うべきものであるから、OJT体制が不十分のままそれと無関係に法曹資格者を増加させることは、国民の利益という観点からはあり得ない選択であろう。

- (2) 「資格を取得すれば生活が保証されるわけではないことは、どの資格でも同じである。」という指摘について

法曹資格が他のあらゆる資格と同じ扱いでいいというのでは、司法を支えるに足りる人材を確保することができなくなるであろう。まして、法曹資格の場合には、資格を取得するのに勤務先を退職したり数百万円ないしはそれ以上の費用がかかるというのであるから、一般の多くの人は法曹を職業の進路としては考えないことになろう。つまり、法曹資格を取得しても基本的に生活が保証されないのであれば、多大な時間と費用のかかる法科大学院に人は集まらず、現在の法曹養成制度の前提を欠くことになるのであり、現状がこのような状況になりつつあることは、再認識すべきであるように思われる。

3 「法曹養成の状況に関する観点」

- (1) 「新しい法曹養成制度の下では、これまで多数の優秀な法曹が輩出されてきた。」という指摘について

この指摘は一定限度で認めるが、「法科大学院の教育によって」多数の優秀な法曹が輩出されたとは言えないであろう。なぜならば、繰り返し指摘してきたように、法科大学院における教育は、現状では、残念ながらその多くが司法試験にも実務にもあまり役に立たないものであるからである。法科大学院において、法曹養成の意欲と教育力を備えた一部の教員によって一定の教育の成果があったことは否定できないが、優秀な法曹になった者の多くは、法科大学院に入学する前に旧司法試験を目指して続けてきた学習に加えて、法科大学院在学中や修了後に自らの努力で学習を続けたことによるもの、と言うべきであるように思われる。

むしろ、新しい法曹養成制度によって、弁護士の就職難が生じただけでなく毎年それが激化しつつあること、法曹志願者も激減していることなどの大

きな弊害が生じてしまっていることは、決して見過ごすことができない。

- (2) 「従来型の法廷弁護士としての基礎知識だけで質を判断すべきではない。」という指摘について

この指摘は、「従来型の法廷弁護士としての基礎知識」が不十分でも、他の知識や素養を考慮すれば法曹としての質は劣ることにはならない、という意味であると理解される。

しかし、法廷外の弁護士活動も、最終的に法廷に持ち込まれた場合にはその事案が裁判所によってどのように判断されるか、ということ念頭に置きながら行う必要があるのは当然であり、法廷弁護士としての基礎知識さえ不十分であるというのであれば、それは法曹とは言えないであろう。

- (3) 「広く資格を与えると、良い人材が入りやすくなり、業界の質は向上する。」という指摘について

この指摘は、広く資格を与えた場合に「良い人材」とは言えない人材が入りやすくなるのか、という観点が完全に抜け落ちている。一般の常識からすれば、資格のハードルを下げて広く資格を与えた場合には、良い人材以上にそうとは言えない人材が入りやすくなるというべきであるから、明らかに常識に反する指摘である。「広く大学の入学許可を与えると、良い学生が入りやすくなり、その大学の学生の質は向上する」などと言えないのと、同じ話である。

4 「諸外国の動向との関係に関する観点」

「世界各国の弁護士動向と比較して、日本は劣勢にある。」という指摘について

この指摘は、法曹人口が先進諸国との比較において少ないことを意味するものであるが、日本では司法書士等の隣接職種が大きく活動していることを無視ないし軽視したものである。資料2の2頁の左欄にも、「日本では、様々な隣接士業が存在しているので、諸外国と単純に比較することはできない。」とあるが、そのとおりである。

5 「隣接法律専門職種との関係に関する観点」

「税務、特許、登記、労務、外国人登録などにおいても、訴訟段階に限らず、弁護士が担うべき役割は大きい。」という指摘について

この指摘については、「担うべき」とする範囲が不明確であるばかりか、實際上、多くの弁護士が法科大学院での学習程度でそれらの分野について重要な役割を担えるかも、疑問が大きい。

また、この指摘については、そもそも弁護士と税理士や弁理士などの隣接職種との関係をどのように考えるのかもはっきりしない。法曹需要が増大しない中で、税務、特許などの関係でも弁護士が担うべき役割は大きいとすることで弁護士の数の大幅な増加を主張するのであれば、それは、弁護士の数の増加によって税理士、弁理士などを少なくとも一定範囲で排除すべきである、あるいは排除することになっても仕方がない、ということになるのであろう。

しかし、それは、弁護士と隣接職種との関係をどうするかという根本的な議論を要する話である。司法制度改革審議会の意見書でさえ、むしろ弁護士人口の大幅な増加等が現実化するという将来を前提に、隣接職種との関係を総合的に検討する必要がある、としていたにすぎないこと（資料2の2頁の「5」の「司法制度改革審議会の指摘」参照）を考えると、隣接職種との関係の検討なしに、上のような指摘を弁護士の数の大幅な増加を主張する論拠とすることは、できないと思われる。

以上